

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間当時、会社を退職した後、同居していた母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母が納付していた。その後、未納保険料の納付勧奨の通知が送付されて、母から 1 年分の保険料を受け取り、自分で役場のとなりの公民館に行き、社会保険事務所の職員らしき男性に対し、未納とされている 1 年分の保険料をさかのぼって納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は昭和 55 年 4 月 1 日から国民年金に加入していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 10 月の時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、国民年金の加入手続を行った契機、加入時期、さかのぼって納付した期間等の国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額についても、申立期間当時の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人が居住していた A 町は、申立期間当時、町役場本庁横の公民館に社会保険事務所職員が来庁し、同町職員も同席して国民年金保険料の徴収業務を行っていたとしており、同町を管轄する社会保険事務所も、事前通知の対象者である未納者の保険料の集合徴収の際に直接現金で過年度保険料を収納していたとしているなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月16日から同年9月1日まで

私は、昭和42年3月6日にA社に入社以来、平成20年12月9日に退職するまで勤務したが、転勤で厚生年金保険被保険者期間が1か月抜けているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録及び在職証明書により、申立人は同社の関連事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

私は、申立期間当時、父、母、兄と自営業を営んでおり、国民年金保険料は父母が納付した。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、母親は高齢のため聞き取りができず、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に申立人の夫と連番で払い出されたことが推認され、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料の納付方法、納付場所等については、納付した夫が死亡しているのだから分からないが、家計簿の昭和 45 年 6 月 30 日欄に国民年金保険料 3,700 円を納付した旨記入している。

申立期間の国民年金保険料は、この 3,700 円に含まれていると思うので、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫が納付し、そのことは昭和 45 年 6 月 30 日の家計簿の支出欄に「国民年金 3,700 円」と記入していることから明らかであると主張しているが、申立期間は社会保険庁の記録では任意加入の未加入期間とされており、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡しており、家計簿にも 3,700 円がどの期間の保険料であるか記入されていないため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、家計簿に記入されている金額 3,700 円は、申立期間の国民年金保険料と一致していないとともに、申立期間のうちの一部の期間の保険料だと仮定しても 3,700 円に相当する期間は無いため、申立期間の保険料であるとは考え難い。

なお、申立人が家計簿に記入した 3,700 円は、申立期間前の昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月までの 37 か月分の国民年金保険料を合計した額に合致するとともに、申立人が 20 歳に到達してから住民登録を行っていた A 町及び B 村が保管している申立人の国民年金被保険者名簿を突合した結果、当該 3,700 円は B 村で納入されたものであると確認できることから、申立期間前の 37 年 3

月から 40 年 3 月までの 37 か月分として 3,700 円を納付したものではないかと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年5月まで

当時、公務員の夫からは公務員の妻は国民年金に加入する必要はないと言われていたが、私のところの貸間に引っ越してきたA氏から夫が公務員であっても国民年金に加入できると勧められ、昭和46年に加入した。A氏もご主人が公務員だったが国民年金に加入していた。

国民年金保険料は、町内のBという人が自宅に集金に来ており、当時は毎月の保険料は500円だったが、昭和50年にA氏一家が別の家に引っ越しに行き、家賃が入らなくなり、母の入院も重なって国民年金保険料を工面できず、納付をやめた。

集金人から手書きの領収書をもっていたが、廃棄して今は無い。

申立期間は納付しているはずなので、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に集金人に対し国民年金の加入手続を依頼し、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は当時集金人から国民年金手帳をもらった記憶は無いとしている上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険庁の記録から昭和50年9月16日であることが確認でき、この時点で申立人は国民年金に任意加入しているため申立期間は未加入期間であることから、保険料をさかのぼって納付できないとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、集金人からは便せんなどの紙片に納付年月日、金額等が手書きされた領収書を受け取っていたと主張しているが、申立人と同じ家に

居住していたA氏が所持している申立期間当時の「国民年金保険料領収証並国民年金手帳預書」は、印刷された様式が使用されている上、記載内容から、当時、集金人は3か月ごとに集金し、保険料額及び領収の日付を書き込むとともに「B」の認印を押し、その後金融機関に納付した領収証書をA氏に渡していたことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 6 日から 43 年 3 月 20 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた者（申立人の叔父）の厚生年金保険被保険者記録は、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから、申立人が同社で当該同僚と共に働いていたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社において特殊作業を担当していたと主張しているところ、同社において厚生年金保険の加入記録がある同僚のうち、連絡の取れた3人は、当該作業は下請会社が行っていたと証言していることから、申立人は同社の社員ではなかったと考えられる。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号に欠落が無い。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、A事業所を昭和 29 年 3 月に退職し、同僚 3 人と共に B 社に同年 4 月 1 日に入社し、41 年 11 月まで勤務した。

申立期間については厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に勤務していた同僚 3 人と B 社に転職したとしており、入社時期は、3 人の同僚の 3 か月から 6 か月程度後であり、昭和 29 年 3 月に面接を受け同年 4 月 1 日から勤務した旨主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、これら 3 人の同僚のうちの 1 人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 30 年 1 月 1 日と記載されている上、当該同僚は、「B 社に就職したのは昭和 30 年の 3 月又は 4 月だった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、A 事業所から同社に転職した同僚 2 人（他の 1 人は資格取得していない。）と同じ時期の昭和 31 年 2 月 1 日となっており、他の同僚のうち、連絡の取れた 1 人は、同社に入社した 10 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと証言するなど、申立期間当時において、同社は必ずしも従業員全員を採用後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社は、既に解散し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無く、同社に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険

料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。